



日田市規則第36号

日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例施行規則及び日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月26日

日田市長

林野善智子

日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例施行規則及び日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例施行規則（平成18年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
	<u>（搬入者の遵守事項）</u> <u>第5条 バイオマスセンターにバイオマスを搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。</u>

(休業日)

第5条 バイオマスセンターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を変更することができる。

(1) 搬入者は、処理不適物の分別に努めること。

(2) バイオマスの搬入は、常に安全に行うこと。

(3) バイオマスセンターの清潔保持に努めること。

(4) バイオマスセンターの管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

2 前項に定めるもののほか、市外の事業活動に伴って生じたバイオマスの搬入者は、市長に対し当該バイオマスの搬入の量、時期その他の市長が必要と認める事項を記載した計画書を事前に提出し、その承認を受けなければならない。

(搬入時間等)

第6条 バイオマスセンターへの搬入時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

2 バイオマスセンターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に搬入時間及び休業日を変更することができる。

(手数料の免除)

第6条 条例第6条の規定により手数料の免除を受けようとする者は、日田市バイオマス資源化センター手数料免除申請書（様式第1号）を市長に提出して、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査してその可否を決定し、日田市バイオマス資源化センター手数料免除決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(手数料の納入)

第7条 条例第6条第2項の規定により手数料を後納するときは、搬入者は、あらかじめ、日田市バイオマス資源化センター手数料後納申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査してその可否を決定し、日田市バイオマス資源化センター手数料後納承認通知書（様式第2号）により搬入者に通知するものとする。

(手数料の減免)

第8条 条例第7条の規定により手数料を減額し、又は免除することができる場合の減額の率又は免除は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 搬入者が前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとするときは、日田市バイオマス資源化センター手数料減免申請書（様式第3号）を市長に提出して、承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査してその可否を決定し、日田市バイオマス資源化センター手数料減免決定通知書（様式第4号）により搬入者に通知するもの

(委任) <u>第7条</u> 略	とする。 (委任) <u>第9条</u> 略 別表（第8条関係） <table> <tr> <th>減額又は免除できる場合</th><th>減額の率又は免除</th></tr> <tr> <td>市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>その搬入が施設の効率的かつ効果的な運用に資すると認められるとき。</td><td>10割以内</td></tr> <tr> <td>市長が天災その他特別の理由があると認めるとき。</td><td>10割以内</td></tr> </table>	減額又は免除できる場合	減額の率又は免除	市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除	その搬入が施設の効率的かつ効果的な運用に資すると認められるとき。	10割以内	市長が天災その他特別の理由があると認めるとき。	10割以内
減額又は免除できる場合	減額の率又は免除								
市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除								
その搬入が施設の効率的かつ効果的な運用に資すると認められるとき。	10割以内								
市長が天災その他特別の理由があると認めるとき。	10割以内								

（日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成9年規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(資源ごみの袋の材質等)	(資源ごみ及び <u>生ごみ</u> の袋の材質等)

第6条 略

2 資源ごみの袋は、ごみが飛散するおそれのないものでなければならない。

3 略

第6条 略

2 資源ごみ及び生ごみの袋は、ごみが飛散し、又は汚水が流出するおそれのないものでなければならない。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に、搬入されたバイオマスに係る手数料の納入及び手数料の減免については、なお従前の例による。

